

# 水道だより

## 私たちの暮らしの中の水道 vol.23

令和6年3月16日発行  
上下水道管理課

☎237-5811 FAX 237-5819

身近にある水道について知っていただくために、水道事業の現状や課題、経営状況をシリーズでお伝えしています。今回は防災に関する水道事業の取り組みについて紹介します。

### 津市の取り組み 災害等による断水時は、避難所で給水活動をしします

地震などにより水道施設が損傷し断水した場合は、被害地域の避難所で給水活動をしします。津市では受水槽に5連の蛇口を設置している拠点があり、給水車等の到着を待たずに給水を受けることができます。

地震などにより  
断水が発生

蛇口が設置  
されている拠点

受水槽の蛇口から  
水が入手できます



受水槽の5連蛇口

蛇口が設置  
されていない拠点

給水車等の到着を  
待ってください



給水車

水の入手に関する情報は、広報車、防災行政無線、市ホームページなどでお知らせします。

#### 蛇口が設置されている拠点

##### 津地域

|        |        |
|--------|--------|
| 豊が丘小学校 | 片田小学校  |
| 高野尾小学校 | 神戸小学校  |
| 大里小学校  | 新町小学校  |
| 一身田小学校 | 養正小学校  |
| 白塚小学校  | 敬和小学校  |
| 栗真小学校  | 修成小学校  |
| 北立誠小学校 | 育生小学校  |
| 南立誠小学校 | 藤水小学校  |
| 西が丘小学校 | 南が丘小学校 |
| 安東小学校  | 高茶屋小学校 |
| 櫛形小学校  | 雲出小学校  |

自宅や勤務先周辺に近い  
拠点を確認しておきましょう

##### 久居地域

|       |
|-------|
| 立成小学校 |
| 成美小学校 |
| 桃園小学校 |
| 栗葉小学校 |
| 榊原小学校 |
| 誠之小学校 |
| 戸木小学校 |

##### 河芸地域

|         |
|---------|
| 豊津小学校   |
| 上野小学校   |
| 黒田小学校   |
| 千里ヶ丘小学校 |

##### 芸濃地域

|       |
|-------|
| 芸濃小学校 |
| 明小学校  |
| 安濃地域  |
| 草生小学校 |
| 明合小学校 |

##### 美里地域

みさとの丘学園

近隣にある  
「みさとの丘配水池」  
で給水が受けられます

##### 香良洲地域

|       |
|-------|
| 香海中学校 |
|-------|

##### 一志地域

|        |
|--------|
| 一志東小学校 |
| 一志西小学校 |

##### 白山地域

|        |
|--------|
| 大三小学校  |
| 倭小学校   |
| 八ツ山小学校 |

##### 美杉地域

|       |
|-------|
| 美杉小学校 |
|-------|

#### 蛇口が設置されていない拠点 (可搬式タンク・仮設水槽から給水)

##### 安濃地域

|       |
|-------|
| 村主小学校 |
| 安濃小学校 |

##### 白山地域

|       |
|-------|
| 家城小学校 |
| 川口小学校 |



可搬式タンク



仮設水槽

問い合わせ 水道工務課 ☎237-5809 FAX 237-1210

### 給水を受けるときに必要なもの

水を入れる容器(ポリタンクやペットボトルなど)をご用意ください。水は重いので、持ち帰ることを考えて、台車で運ぶかキャリーケースやリュックサックなどを使うのがおすすめです。



## 家庭でできる備え 飲料水を準備しましょう

災害時は水道管が破損し、復旧までの間は断水してしまふことがあります。断水時に飲食を我慢してしまふと健康に影響を及ぼす恐れがあるため、飲料水を備えておくことが大切です。

### 備蓄はどれくらい必要なの？

飲料水は1人1日3リットル(L)が目安で、最低3日分、できれば1週間分の備蓄が望ましいとされています。

#### (例) 4人家族の場合

3日分…4人×3L×3日=36L

7日分…4人×3L×7日=84L

### 豆知識

## 水道水で飲料水を備蓄できます！

水道水は冷暗所で約3日間、冷蔵庫で約1週間保存できます。水道水の保存方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 水道施設課 ☎237-5850 FAX237-1210

## 水道の使用開始・中止の届け出をお忘れなく！

水道の使用開始・中止の届け出は、2、3日前までに津市上下水道サービスセンターへ以下の必要事項をご連絡ください。

### 必要事項

- 水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)
- 使用者氏名
- 住所(水道の使用場所)
- 中止のときは料金の精算方法、転居先の住所

**受付時間** 月～金曜日 8時30分～17時15分(祝・休日を除く)

※水道の使用は、津市水道事業給水条例に基づく契約です。水道料金などを納期限までにお支払いいただけない場合は、給水を停止しますのでご注意ください。

### 水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な「口座振替」を

#### 手続きに必要なもの

- 通帳など口座番号の分かるもの
- 印鑑(金融機関届け出印)
- 水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)

**申し込み** 市内の取扱金融機関または郵便局へ ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 津市上下水道サービスセンター ☎237-5821 FAX239-0512

## 4月1日から水道料金・工業用水道料金について 納入期限までにお支払いがない場合は遅延損害金が加算されます

津市では、水道料金・工業用水道料金を納入期限内にお支払いいただいている皆さんとの公平性を図るため、津市水道事業給水条例と津市工業用水道事業給水条例を改正します。4月1日以降に納入期限が到来する水道料金については、納入期限までにお支払いがないと「遅延損害金」を加算し、徴収する場合がありますので、納入期限までに水道料金をお支払いいただきますようお願いいたします。

問い合わせ 営業課 ☎237-5805 FAX237-5819